

○経済産業省告示第三十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成十九年二月十七日から施行する。

平成十九年二月十六日

経済産業大臣 甘利 明

二の表の罫上の六箇條の項の次に次のように加える。

イラン	1	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたペローズ弁に限る。）、三の項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）及び四の項の中欄に掲げる貨物
-----	---	--

	2		<p>ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置</p>
	3		<p>電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆薬表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置</p>
	4		<p>ニトロアミン類、トリアミノトロンニトロベジジン、ヘキサニトロスチルベジン又はその他の火薬類（結晶密度が$1.8\text{g}/\text{cm}^3$以上であつて、爆速が$8,000\text{m}/\text{s}$を超えるものに限る。）</p>